

# 小松市立高等学校 iPad 利用規則

令和3年1月28日  
小松市立高等学校

## 1. 目的

小松市立高等学校が、公費によって購入した iPad を本校在籍生徒に貸与し、学校及び家庭でその iPad を使用するにあたり、「安心・安全・有効」に活用し、学習を充実させることができるよう、この規則を定める。

## 2. 概要

生徒の学習活動及び学校の教育活動を充実させるため、学校の iPad を全校生徒に1台ずつ、在籍期間中（休学期間を除く）貸与し、学校での教育活動と家庭での学習活動に活用する。卒業（または休学、転学、退学）時に、学校に返却する。

生徒は、本利用規則に従って適切に iPad を使用しなければならない。また、学校における教育活動で使用する際は、必ず教員の指示に従うこととする。自宅での家庭学習で使用する際は、各自が責任をもって適切に使用する。

## 3. 通信及び充電

学校では学校の Wi-Fi に接続する。自宅の Wi-Fi への接続は、各家庭の責任で行い、接続に関するサポートを学校は行わない。街中のフリーWi-Fiへは接続しない。

また、iPad は毎日持ち帰り、自宅で充電してくる。学校でも指定の場所で充電できるが、充電している間は授業等で iPad を使用できなくなるため、望ましくない。家庭で使用する際の通信費及び充電にかかる電気料金は、各家庭の負担とする。

## 4. 禁止事項

- ・学校（学校行事や部活動等の活動場所を含む）と自宅以外での使用。
- ・学習活動以外での使用（学習に関係のないサイトの閲覧・利用、SNS への書き込み、写真・動画の掲載・配信など）。
- ・無断で学校のコンセントを使用して充電すること。
- ・学校が設定した仕様を変更すること。
- ・外部装置・周辺機器の接続および利用。

- ・学校の指示以外の、ファイルのダウンロード・アプリ等のインストール。
- ・教員の指示以外で他人の写真や動画を撮影すること。
- ・他人の権利の侵害（誹謗中傷、個人情報の掲載、他人の ID の不正利用など）。
- ・自分の個人情報やユーザーID、パスワード等を他人に知られるような行為。
- ・他人に使用させたり転貸したりすること。
- ・売却、廃棄、故意による破損。
- ・故障や破損、紛失、盗難の恐れがある使い方。

（火元・水回り・高温多湿・荷物の下・不安定な場所などの使用環境、飲食しながらの使用、指・専用のペン以外での画面操作、落書き・シール貼付、床置き、置き忘れなど）

## 5. 故障、破損、紛失、盗難

生徒は、iPad を紛失、破損したとき、また故障等の不具合が生じたとき、直ちに学校へ報告しなければならない。盗難被害にあったときは、速やかに警察に届け出て、その後に学校へも報告しなければならない。

その事由が、生徒の故意または重大な過失によるものと認められるとき、弁償、修理費等の費用は生徒の負担とし、保護者等が連帯して責任を負うものとする。

## 6. その他

- ・本利用規則は、生徒会で考えたルールも反映させて作成した。
- ・本利用規則に記載のない事項については、良識に従って適切に判断すること。自分で判断できない場合は、必ず本校教職員に相談すること。また、そのような事項に起因する不都合等があれば、学校で協議した上、随時、規則を更新する。
- ・本利用規則を守れない生徒に対して、iPad の使用を制限または不可とすることがある。